厚木市立保健福祉センター条例の一部を改正する条例の骨子(案)に対する パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和7年3月1日(土)から令和7年3月31日(月)まで

2 意見の件数等

(1) 意見をいただいた人数

1人

(2) 意見の件数

1件

(3) 案に反映した意見の数

0件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方						
1	業務にあたる場所がばらいませんかいました。市民の利用より先輩というでではとり先輩をあたらいの利用よりのではないのではないのではないのではないのではないのができたいのではないでのでがいるがいます。 新庁舎建設にあたり保健センターの機能できまれるできまれるではないではないではないではないではないである。 新庁舎建設にあたり保健はないではないできないではないではないではないではないではないではないではないであるがと思います。	新宝子 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7						

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 健康医療課
- (2) 連絡先 046-225-2525

5 結果公開日

令和7年4月25日 公開

厚木市立保健福祉センター条例の一部を改正する条例の骨子(案)

1 趣旨

現在、建設中の複合施設につきましては、厚木市保健福祉センター(以下「保福C」という。)の2階と渡り廊下で接続し、一体の建築物となります。保福Cとの接続箇所には、児童発達支援センター「ひよこ園」(以下「ひよこ園」という。)の事務室があり、その一部が廊下になるため、事務室としての機能が継続できないことから移転先の確保が必要です。

また、今年度の機構改革に伴い、こども家庭センター(以下「こ家C」という。)が新設され、第二庁舎から旧家庭相談課が保福Cの5階視聴覚室及び3階保健センターの歯科検診室等に移転しておりますが、事業の適正な実施と市民サービスの更なる向上を図るため、それぞれの諸室の再配置が望まれています。

こうした課題への対応として、同センター会議室501と502を事務執行に係る諸室として活用する必要があり、用途変更が生じることから、保健福祉センター条例における会議室の規定を改正するものです。

2 再配置等の効果について

(1) 複合施設と保福Cの接続する理由及び移転先の選定の効果

隣接する複合施設と保福Cを渡り廊下で接続することについては、雨風の影響なく施設間の往来が可能となり、市民の皆様の利便性向上を図るとともに、施設の一体化により、施設の運用効率化と改修費の軽減が期待されます。

また、移転先は現状のひよこ園事務室の規模(73.32㎡)と近似する会議室501 (79.07㎡)がスペースの面で最適であり、保福C4階にあるひよこ園の保育室と現状よりも近くなるため、緊急時の誘導などサポート性も向上します。

(2) こ家〇の事務室を5階に再配置する効果

本市では、法改正により令和6年4月に、こ家Cを保福C内に設置しましたが、こ家Cが取り扱う児童虐待やDVの相談業務については、スペースの都合で5階の視聴覚室と相談室3部屋、3階の歯科検診室に、事務室機能が分散する形となりました。

5階の視聴覚室を事務室として利用し、緊急時におけるDV被害者や児童虐待の相談を 3階の歯科検診室と5階の相談室で実施していますが、業務を進めていく中で、3階は緊 急時に事務所と場所が離れていること、また、保健センターの事業で多くの方が利用する フロアであり、相談の秘匿性や安全の確保という面で改善が求められています。

会議室502を相談室とすることで、事務室と同じ階となり、児童虐待やDV相談における被害者の安全確保がしやすくなるとともに、会話が外に漏れにくい構造は、プライバシー保護の強化にもつながります。

(3) 歯科検診室を再配置する効果

3階の歯科検診室で行われていた歯科保健事業は、現在、別の部屋で実施していますが、 歯科検診室は衛生面への配慮から水道設備を有しており、歯科保健指導などを行う専用の 部屋であるため、昨年度まで利用していた場所に再配置することで本来の用途としての機 能が発揮できます。

3 会議室の代替施設について

(1) アンケート調査結果の主な内容について

会議室501・502の廃止に当たり、代替施設を検討するため、令和6年12月2日から27日までの期間、施設の利用登録団体72団体に対して郵送によるアンケート調査を実施し、49団体から回答をいただきました。

【回答の要旨】

- ・今後、利用したい貸室については、ホール利用団体はホールを、会議室利用団体は会議室を、それぞれ継続利用したいと希望している。
- 保福Cが利用できない場合の代替施設については、市民交流プラザ、公民館、ボランティアセンターなどの利用が多い傾向を示した。

(2) 会議室の利用状況と代替施設について

アンケート結果で、保福Cの代替施設として利用されている市民交流プラザ、公民館、ボランティアセンターの稼働率を確認しました。

また、保福Cと同じ厚木北地区に厚木北公民館が令和7年4月にオープン予定であり、旧公民館の貸館室数より1部屋増加(約304㎡増)していることを確認しております。

■保福Cの会議室の稼働率

年度	平成30年度の稼働率				令和6年度の稼働率			
年度	午前	午後	夜間	平均	午前	午後	夜間	平均
501	24.6%	24.0%	3.1%	17.0%	5.2%	8.6%	0.9%	4.9%
502	31.5%	30.5%	6.0%	22.2%	3.2%	3.5%	0.1%	2.2%

[※]令和6年度は12月末現在 (行政利用を除く。)

■ボランティアセンターの稼働率

年	年度	令和5年度の稼働率				令和6年度の稼働率			
-4		午前	午後	夜間	平均	午前	午後	夜間	平均
研	修室	57.3%	41.4%	38.1%	45.3%	64.7%	37.2%	39.3%	46.9%
作	業室	49.6%	28.9%	8.1%	28.1%	50.9%	29.3%	8.3%	28.8%

※令和6年度は12月末現在

■その他の代替施設の稼働率

施設名及び室名	令和5年度	令和6年度
市民交流プラザ(17室)	48.0%~68.5%	52.0%~69.5%
ルーム501~703	(平均58.4%)	(平均60.7%)
厚木南公民館・会議室1	73.2%	76.9%
• 会議室2	77.5%	89.1%
• 集会室1·2	81.9%	82.5%

※令和6年度は12月末現在

(3) 代替施設の見込みについて

現状の会議室501・502の稼働率を踏まえ、代替施設を検討した結果、市民交流プラザや公民館、ボランティアセンター研修室・作業室などを用途や時間に応じて使い分けていただくことで、貸館サービスが十分維持できるものと見込んでおります。

また、老人福祉センター寿荘の移転方針(案)において、保福Cの会議室を利用団体と 共用することとしていたことから、現状について、老人福祉センター寿荘の利用団体に説 明をするとともに、代替施設について広く周知していくものです。

4 厚木市立保健福祉センター条例の改正について

保福Cの会議室501及び会議室502を事務室等に変更することに伴い、厚木市立保健福祉センター条例の会議室に関係する規定を削除するものです。

5 今後のスケジュール

条例改正に向け、次のとおり市民参加手続き等を実施します。

令和7年2月5日 意見交換会

3月1日~3月31日 パブリックコメント

6月 6月定例会議

9月1日 条例改正の施行